

別添（改正全文）

制定	平成 2 年	岐阜県公安委員会規程第 7 号
改正	平成 6 年	岐阜県公安委員会規程第 2 号
	平成 11 年	岐阜県公安委員会規程第 4 号
	平成 17 年	岐阜県公安委員会規程第 8 号
	平成 18 年	岐阜県公安委員会規程第 11 号
	平成 19 年	岐阜県公安委員会規程第 8 号
	平成 28 年	岐阜県公安委員会規程第 4 号

## 車両の使用の制限等に関する規程

自動車の使用の制限に関する規程（昭和 53 年岐阜県公安委員会規程第 3 号）の全部を次のように改正する。

### 自動車の使用の制限等に関する規程

#### 第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 22 条の 2 第 1 項、第 58 条の 4 又は第 66 条の 2 第 1 項の規定に基づく指示並びに法第 75 条第 2 項又、第 75 条の 2 第 1 項又は第 75 条の 2 第 2 項及び道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。）第 26 条の 6、第 26 条の 7 又は第 26 条の 8 の規定に基づく自動車又は車両の使用の制限に関する処分の手続を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示 法第 22 条の 2 第 1 項、第 58 条の 4 又は第 66 条の 2 第 1 項の規定による指示をいう。
- (2) 使用者 車両を使用する権原を有し、その運行を支配し、管理する者をいう。
- (3) 使用制限 法第 75 条第 2 項、第 75 条の 2 第 1 項又は第 75 条の 2 第 2 項の規定により、公安委員会が自動車又は車両の使用者に対して、自動車若しくは車両を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。
- (4) 基準日 公安委員会が車両の使用者に対し法第 51 条の 4 第 4 項の規定による放置違反金納付命令をした場合において、当該放置違反金納付命令に係る標章が取り付けられた日をいう。
- (5) 基準本抛 基準日における当該車両の使用の本抛をいう。
- (6) 協定 公安委員会と中部運輸局長との「最高速度違反行為、過積載又は過労運転に係る指示に関する協定」をいう。
- (7) 自動車運送事業者等 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定による自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）の規定による第二種貨物利用運送事業者をいう。
- (8) 処分対象事案 令第 26 条の 6、第 26 条の 7 又は第 26 条の 8 に規定する自動車又は車両の使用の制限の基準に該当する事案をいう。

## 第2章 指示

(指示の方法)

第3条 指示は、指示書(別記様式第1、別記様式第1-2又は別記様式第1-3)を交付して行うものとする。ただし、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第19条第1項の規定により読み替えて適用される法第22条の2第1項、第58条の4又は第66条の2第1項の規定に基づき自動車運転代行業者に対し指示を行うときは、指示書(別記様式第1-4、別記様式第1-5又は別記様式第1-6)を交付するものとする。

2 前項の指示を行うときは、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項第2号に規定する弁明の機会を付与するものとする。

(協議又は意見聴取)

第4条 事前の意見の聴取等が必要となる事項について指示を行おうとする場合、協定の定めにより中部運輸局長に対する協議又は意見聴取を行うものとする。

(通知)

第5条 自動車運送事業者等に指示を行った場合、協定の定めにより中部運輸局長に通知するものとする。

## 第3章 使用制限

(処分対象事案の上申)

第6条 交通部交通指導課長は、処分対象事案に該当すると認めるときは、車両使用制限事案上申書(別記様式第2、別記様式第2-2又は別記様式第2-3。以下「上申書」という。)に事実の認定及び証明に必要な書類(以下「関係書類」という。)を添付して公安委員会に上申するものとする。

(審査及び処分の量定等)

第7条 公安委員会は、上申のあった処分対象事案の内容を審査した上、別紙第1、別紙第2又は別紙第3に定める使用制限に関する処分量定基準により処分の量定を行うものとする。ただし、当該処分対象事案に係る車両の本拠の位置(以下「本拠地」という。)が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるものについては、車両使用制限事案移送通知書(別記様式第3)、上申書及び関係書類を当該都道府県公安委員会に移送するものとする。

(意見聴取)

第8条 法第75条第3項(法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による意見聴取は、車両の使用制限に関する意見照会書(別記様式第4)により中部運輸局長に対し行うものとする。

(使用制限の方法)

第9条 使用制限は、当該処分に係る車両の使用者に対して、車両の使用制限書(別記様式第5。以下「使用制限書」という。)を交付するとともに、当該処分に係る自動車の前面の見やすい箇所に道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第9条の15に規定する標章(以下「標章」という。)をはり付けて行うものとする。

2 前項の場合において、被処分者及び当該処分に係る本拠地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内に移動したときは、当該都道府県公安委員会に対して、車両使用制限処分執行依頼書(別記様式第6)、使用制限書、標章、関係書類等を送付し、当該処分を依頼するものとする。

3 他の都道府県公安委員会から使用制限の依頼を受けたときは、速やかに当該処分を執行するとともに、その結果を当該都道府県公安委員会に対して車両使用制限処分執行報告書（別記様式第7）により報告するものとする。

（標章の除去）

第10条 法第75条第10項（法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）に規定する標章の除去の申請があった場合は、申請者が申請に係る自動車の使用について権原を有する者であり、かつ、当該自動車を被処分者に使用させるものでないことが確認されたときに、当該標章を除去するものとする。

#### 第4章 雑則

（委任）

第11条 この規程に定めるもののほか、指示及び使用制限の運用に関する細目的事項については、岐阜県警察本部長が定める。

附 則（平成2年12月21日岐阜県公安委員会規程第7号）  
この規程は、平成3年1月1日から施行する。

附 則（平成6年4月28日岐阜県公安委員会規程第2号）  
この規程は、平成6年5月10日から施行する。

附 則（平成11年3月26日岐阜県公安委員会規程第4号）  
この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日岐阜県公安委員会規程第8号）  
この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月26日岐阜県公安委員会規程第11号）  
この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成19年9月14日岐阜県公安委員会規程第8号）  
この規程は、平成19年9月19日から施行する。

附 則（平成28年3月29日岐阜県公安委員会規程第8号）  
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別紙第1（第7条関係）

使用制限に関する処分量定基準（法第75条第2項関係）

1 用語の定義

この基準において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

(1) 処分対象行為

令第26条の6第1号及び第2号に規定する下命・容認に係る使用制限の処分基準に該当する場合における当該処分の事由となる自動車の使用者等の違反行為をいう。

(2) 処分事情

次に掲げる事情をいう。

ア 自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去1年以内に、法第117条の2第4号若しくは第5号、第117条の2の2第6号若しくは第7号、第117条の4第3号、第118条第1項第4号若しくは第5号、第119条第1項第11号又は第119条の2第1項第3号の違反行為をした者であること。

イ 自動車の運転者が当該違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、若しくは傷つけ、又は建造物を損壊したこと。

2 処分量定の基準

令第26条の6に規定する下命・容認に係る使用制限の処分基準に該当することとなった使用者に対する使用制限の処分期間の量定については、処分対象行為及び処分事情ごとに、その内容に応じてそれぞれの点数を付し、その合計点数を基礎として行うものとする。

3 処分対象行為等に付する点数

(1) 処分対象行為等に付する点数

処分対象行為に付する基礎点数及び処分事情のうち、前記1(2)アに掲げる事情に付する点数は、それぞれ次表に掲げるとおりとする。

区 分	点 数
酒 酔 い 運 転	36点
麻 薬 等 運 転	36点
無 免 許 運 転	26点
無 資 格 運 転	16点
酒 気 帯 び 運 転	16点
過 労 運 転 等	16点

速 度 超 過	6 点	
放 置 駐 車 違 反	6 点	
積 載 物 重 量 制 限	1 0 割 以 上	6 点
	5 割 以 上 1 0 割 未 満	4 点
	5 割 未 満	2 点
積 載 物 大 き さ 制 限 超 過	2 点	
積 載 方 法 制 限 超 過	2 点	

(2) 交通事故に付する点数

処分事情のうち、前記 1 (2)イに掲げる事情については、次表に掲げる点数を付するものとする。

交通事故の種別	点 数
死 亡 事 故	4 0 点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が 3 月以上であるもの又は後遺障害が存するもの	3 0 点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が 3 0 日以上 3 月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	2 0 点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が 3 0 日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	1 0 点
建 造 物 損 壊 事 故	

4 処分量定の方法

(1) 点数計算の方法

処分量定の基準となる点数の計算方法は、前記 3 の(1)及び(2)に従い処分対象行為及び処分事情ごとに付された点数を合計するものとする。

(2) 処分期間の量定

処分期間の量定は、前記(1)の合計点数及び処分前歴の回数に応じ、次表に掲げる基準を超えない範囲で行うものとする。

区分 点数	前歴 無し	前歴 1回	前歴 2回	前歴3 回以上
6～10点		20日	40日	60日
11～15点	10日	30日	50日	70日
16～20点	20日	40日	60日	80日
21～25点	30日	50日	70日	90日
26～30点	40日	60日	80日	100日
31～35点	50日	70日	90日	110日
36～40点	60日	80日	100日	120日
41～45点	70日	90日	110日	130日
46～50点	80日	100日	120日	140日
51～55点	90日	110日	130日	150日
56～60点	100日	120日	140日	160日
61～65点	110日	130日	150日	170日
66点以上	120日	140日	160日	180日

別紙第 2（第 7 条関係）

使用制限に関する処分量定基準（法第 75 条の 2 第 1 項関係）

1 処分量定の基準

令第 26 条の 7 に規定する使用制限の処分の基準に該当することとなった使用者に対する使用制限の処分期間の量定は、処分対象行為ごとに関係累計点数、前歴及び車種に応じ、それぞれ次の表に定める期間を超えない範囲で行うものとする。

処分量定基準表

前歴回数	累計点数	2 点又は 3 点	4 点又は 5 点	6 点、7 点又は 8 点	9 点以上
	車種				
なし	大型車等			30 日	45 日
	普通車			20 日	30 日
	二輪車等			10 日	15 日
一回	大型車等		30 日	45 日	60 日
	普通車		20 日	30 日	40 日
	二輪車等		10 日	15 日	20 日
二回	大型車等	30 日	45 日	60 日	75 日
	普通車	20 日	30 日	40 日	50 日
	二輪車等	10 日	15 日	20 日	25 日
三回以上	大型車等	45 日	60 日	75 日	90 日
	普通車	30 日	40 日	50 日	60 日
	二輪車等	15 日	20 日	25 日	30 日

別紙第3（第7条関係）

使用制限に関する処分量定基準（法第75条の2第2項関係）

1 処分量定の基準

令第26条の8に規定する使用制限の処分の基準に該当することとなった使用者に対する使用制限の処分期間の量定は、当該使用者の前歴の回数、基準日前6月以内に受けた当該車両を原因とする放置違反金納付命令の回数及び車両の種類に応じ、次表に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。

放置違反金納付命令に係る処分量定基準表

前歴の回数・ 納付命令 の回数 車両の種類	前歴なし			前歴1回			前歴2回以上
	3回	4回	5回 以上	2回	3回	4回 以上	1回以上
大型自動車、大型特殊自動車又は重被牽引車	30 日	40 日	50 日	60 日	70 日	80 日	3月
普通自動車	20 日	30 日	40 日	40 日	50 日	2月	2月
大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車又は原動機付自転車	10 日	15 日	20 日	20 日	25 日	1月	1月